

# 渡島管内の概要と家畜保健衛生所の業務内容

北海道渡島家畜保健衛生所

## ◆ 管内の畜産の概要

渡島地域は、北海道の南西部、渡島半島に位置し、総面積は約3,937km<sup>2</sup>で全道の約5%を占め、長崎県（約4,132km<sup>2</sup>）の面積に匹敵する。古くから、立地・気象条件に応じた多様な農畜産業が営まれており、中でも、八雲町は西洋農法を取り入れた北海道酪農発祥の地として知られ、現在でも酪農が盛んである。

肉用牛については、全域で黒毛和種の生産・肥育が盛んで、各地でブランド牛肉も生産されている。このほか、褐毛和種の「はこだて和牛」や、乳雄・F1の「はこだて大沼牛」もブランド牛として知られている。

豚の飼養頭数は、全道の約14%を占めている。

鶏は採卵鶏のみで、大規模な企業養鶏から比較的小規模な自然養鶏農場までバラエティに富んでいる。



【家畜の飼養状況（R4.2 定期報告書）】

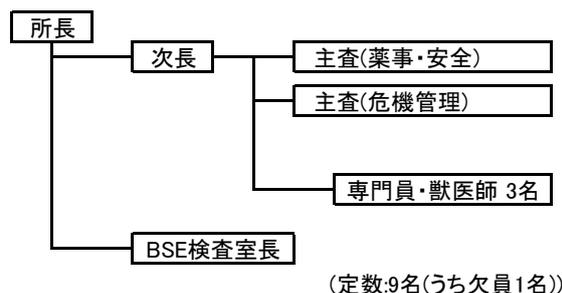
乳用牛	肉用牛	馬	豚	めん山羊	採卵鶏
146戸 19,074頭	99戸 22,533頭	66戸 540頭	25戸 100,127頭	15戸186頭(めん羊) 15戸71頭(山羊)	32戸 142,338羽

## ◆ 家畜保健衛生所の業務内容

### 1 概要と組織

家畜伝染病予防法に基づく検査や輸移入家畜の着地検査等の予防業務をはじめ、指導業務、病性鑑定業務等を通じ、病気のまん延防止と安全・安心な畜産物の生産に寄与している。また、平成16年には、渡島・檜山管内の死亡牛BSE検査を所管する検査室が新設された。

現在、渡島家畜保健衛生所では2市9町を対象に8名の職員で業務を推進している。



(定数:9名(うち欠員1名))

### 2 家畜伝染病予防業務

家畜伝染病予防法に基づく発生予防のための検査

(1) 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査（令和4年度）

病名	対象	検査数	備考
牛のヨーネ病	乳用牛：24か月齢以上 肉用牛：同上（繁殖用）	20戸1,432頭 36戸 627頭	5年に1回、対象となる家畜について市町別に実施
蜜蜂の腐蛆病	管内で飼養する蜜蜂	12戸382群	毎年実施
高病原性鳥インフルエンザ	2町2農場	2戸20羽	強化モニタリング
死亡牛の牛海綿状脳症	死亡牛：届出対象牛	300頭	

## (2) 牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス

平成 29 年度までは、上記「家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査」として「乳用牛」を対象に検査を実施してきたが、国内の清浄性が進んでいることから平成 30 年度から令和 2 年度は、一定の割当戸数を対象とした能動的サーベイランス及び流産サーベイランスを実施し、清浄性を確認、令和 3 年度以降は全国的な清浄性の維持を目的とした、輸入牛、種雄牛、流産牛を対象としたサーベイランスを実施している。

## (3) 家畜伝染性疾病が発生した場合の予防とまん延防止のための防疫対策の実施

ヨーネ病やサルモネラ症等の監視伝染病が発生した際に疫学調査や同居牛の検査を行い、防疫対策を実施している。

## (4) 輸移入家畜の着地検査（令和 4 年度）

海外又は道外からの伝染性疾病の侵入を防止するため、着地検査として、臨床検査と必要に応じ精密検査を実施している。

- ア 牛 道外から肥育素牛・繁殖素牛を中心に 3,062 頭が導入。繁殖素牛については、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づきヨーネ病の精密検査を実施し陰性を確認。
- イ 豚 海外から 12 頭の繁殖候補豚が導入。豚熱、オーエスキュー病の各対策要領に基づき精密検査を実施し陰性を確認した。

## (5) 危機管理体制の整備と強化

悪性伝染病の万一の発生に備え体制を整備するとともに防疫演習を実施している。

- ア 家畜防疫地図システム (H14 年整備)
- イ 緊急防疫用資材の備蓄及び資材保管庫の設置 (H17 年整備)
- ウ 防疫マニュアルの作成 (口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、ニューカッスル病、BSE など)
- エ 防疫演習の実施 (管内関係者を参集し毎年数回、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等を対象に実施。

具体的な想定発生事例における防疫作業のシミュレーションを行う。)

- オ 函館空港（国内線）・新函館北斗駅・函館に着くフェリーへの靴底消毒マットの設置
- カ 外国人留学生・技能実習生監理団体への啓発
- キ フェリーターミナルへのポスター掲示



旅行者への啓発  
(函館空港国際線)



靴底消毒マット  
(新函館北斗駅)



防疫衣の着脱訓練  
(振興局講堂)

## (6) 飼養衛生管理基準の遵守への取り組み

家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に基づく飼養衛生管理基準について、各農場の遵守状況を、飼養者からの定期報告や農場への巡回等で確認し、必要に応じて、助言、指導等を行っている。

### 3 指導業務

#### (1) 生産性向上対策

感染症や慢性疾病により経済的損失が問題となっている農場において、疾病対策や衛生管理指導を実施している。

#### (2) 公共牧場衛生対策

公共牧場において疾病による損耗防止のため、疾病発生状況の調査や発生予察のための各種疾病の検査等を実施している。

#### (3) 家畜衛生情報

定期的に広報誌「家畜衛生だより」を発行するほか、必要に応じて各種疾病の発生予防のため情報発信による注意喚起を行う。

#### (4) 動物薬事・安全対策

畜産物の安全性確保のため、動物用医薬品販売業許可に関する業務や薬事監視指導、抗菌性物質の残留防止対策の指導を行っている。

### 4 病性鑑定業務

家畜や家さんの死亡・疾病原因究明、家畜市場や共進会出場家畜の健康検査を行っている。

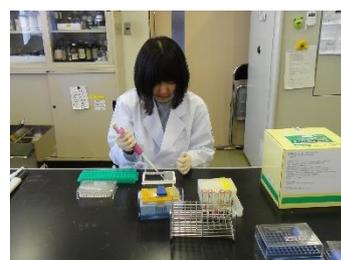
[令和4年度取扱件数：1,746件 (BSE 保冷保管庫使用分を除く)]



細菌培養検査



病理組織検査



抗体検査 (ELISA)

### 5 死亡牛の BSE 検査

平成13年、国内で初めて BSE が発生し、道では BSE の発生状況把握のため、全道7か所に BSE 検査室を設置し、死亡牛の検査を開始した。

渡島家保においても、平成16年に森町字姫川に BSE 検査室が設置され、平成26年度までは24か月齢以上、平成27年度以降は48か月齢以上の死亡牛を対象に検査を実施してきた。令和元年度からは、生前の症状別に次の月齢に見直され、年間約300頭の検査を実施している。

[令和元年度からの対象] 特定症状牛：全月齢 起立不能牛：48か月齢以上  
その他：96か月齢以上

